

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額(税込) (単位:円) 当初 变更経過 最終(現時点)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案 方式による決定の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員 以外の者の参加者数
001 令和6年01月04日	京都市立芸術大学跡地に係る土壤調査業務	27,927,900	①43,877,900	62,555,900	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	株式会社島津テクノリサーチ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002 令和7年03月26日	京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託	187,000,000		187,000,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	松田平田・総合設備コンサルタント設計共同体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有	有	2
003 令和6年12月25日	史跡山科本願寺跡における土壙修景整備等業務	6,380,000		6,380,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	全京都建設協同組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
004 令和7年01月06日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託 (山田桜谷古墳群)	2,387,000		6,479,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
005 令和7年02月26日	野村仁<trNA+チクロームC又は双胴の鳥>	5,000,000		5,000,000	文化市民局 美術館総務課	株式会社八木アートマネジメント(アートゴートギャラリー)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006 令和7年02月26日	菊池契月 『茄子』	8,800,000		8,800,000	文化市民局 美術館総務課	株式会社トヤマコーポレーション	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007 令和6年04月01日	京都市京セラ美術館事業企画推進業務	143,750,000		142,016,505	文化市民局 美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
008 令和6年10月25日	(仮称) 京都市動物園整備工事設計業務委託 ただし、サルワールド整備工事実施設計業務委託について	64,020,000		64,020,000	文化市民局 動物園総務課	一級建築士事務所株式会社吉村建築事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事			
009 令和6年08月26日	国宝(建造物)二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託	79,900,000		88,440,000	文化市民局 元離宮二条城事務所	株式会社竹中工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
010 令和6年10月24日	IVR電話サービス導入に係る実証実験に関するサービス導入等業務委託	5,797,000		5,797,000	文化市民局 地域自治推進室	株式会社グラファー	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
011 令和7年03月03日	京都市東山区総合庁舎整備工事 ただし、北館自動火災報知設備改修工事	112,530,000		112,530,000	文化市民局 地域自治推進室	能美防災株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
012 令和6年12月20日	住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行後の業務支援委託	6,932,200		6,932,200	文化市民局 地域自治推進室	「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行後の業務支援」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013 令和7年01月01日	住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託	15,411,000		17,611,000	文化市民局 地域自治推進室	「住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014 令和7年01月01日	住記標準化パッケージの使用許諾	210,293,160		210,293,160	文化市民局 地域自治推進室	・日本電気株式会社 ・NECキャビタルソリューション株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
015 令和7年01月01日	令和6年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託	17,593,125		17,593,125	文化市民局 地域自治推進室	「令和6年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016 令和4年01月01日	市民窓口端末機器等賃貸借	399,517,800		395,180,280	文化市民局 地域自治推進室	市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
017 令和6年09月25日	R6年度戸籍システム振り仮名対応(戸籍・附票)	33,283,250		31,831,250	文化市民局 地域自治推進室	「令和6年度戸籍システム振り仮名対応(戸籍・附票)業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018 令和7年01月01日	戸籍標準化パッケージの使用許諾	245,043,744		245,043,744	文化市民局 地域自治推進室	・日本電気株式会社 ・NECキャビタルソリューション株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
019 令和6年10月16日	京都市武道センター高圧電気整備業務委託	5,751,900		5,751,900	文化市民局 市民スポーツ振興室	岡崎電工株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
020 令和6年10月28日	宝が池公園運動施設球技場におけるアンダーバッド設置業務	23,980,000		23,980,000	文化市民局 市民スポーツ振興室	MCCスポーツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021 令和6年10月29日	桂川緑地久我橋東詰公園 グラウンド復旧業務委託	24,200,000		24,475,000	文化市民局 市民スポーツ振興室	長谷川体育施設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
022 令和6年11月08日	西京極総合運動公園におけるキッズエリア整備・トイレ改修業務	17,963,379		18,346,179	文化市民局 市民スポーツ振興室	株式会社エーゲル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のこという。

契約日	件 名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案	学識経験者等の市職員	学識経験者等の市職員
		当初	変更経過	最終（現時点）					方式による決定の有無	以外の者の参加の有無	以外の者の参加者数
023 令和7年01月15日	京都市横大路運動公園整備工事設計業務委託 ただし、体育館特定天井対策工事等基本設計及び実施設計業務委託	10,615,000		未定	文化市民局 市民スポーツ振興室	株式会社コム・キューブ	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	工事			
024 令和7年03月14日	西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場（たけびしスタジアム京都）公認更新整備業務委託	24,860,000		未定	文化市民局 市民スポーツ振興室	奥アンツーカ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
025 令和6年09月17日	京都市京セラ美術館（京都市美術館）チケット販売・入場管理システムの構築業務	12,254,000		12,254,000	文化市民局 美術館総務課	インヴェンティット株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
026 令和6年04月01日	世界遺産二条城庭園維持管理業務委託	92,576,000		97,158,820	文化市民局 元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立芸術大学跡地に係る土壤調査業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

(当 初) 令和6年1月4日

(変更①) 令和6年8月9日

(変更後) 令和6年11月20日

4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区西ノ京下合町1番地

株式会社島津テクノリサーチ

6 契約金額（税込み）

(当 初) 27, 927, 900円

(変更①) 43, 877, 900円

(変更後) 62, 555, 900円

7 契約内容

京都市立芸術大学跡地に係る土壤調査業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

調査を進める中で、土壤汚染のおそれがある土地の範囲が当初の想定よりも広いことが判明し、表層調査及び深度調査、地下水調査を実施すべき箇所数等に変更の必要が生じたことに伴い、経費の増額及び履行期間の延長が必要となったため、変更契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザルの結果1社から応募があり、審査の結果、基準を満たしたことから、株式会社島津テクノリサーチを委託先に選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都コンサートホール大規模改修工事設計業務委託 ただし、建築及び設備工事基本設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和7年3月26日

4 履行期間

令和7年3月27日から令和8年3月26日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

松田平田・総合設備コンサルタント設計共同体

大阪府大阪市西区西本町一丁目4番1号

代表者 株式会社松田平田設計

6 契約金額（税込み）

187,000,000円

7 契約内容

京都コンサートホール大規模改修工事の基本設計業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

公募型プロポーザル方式による。

理由：京都コンサートホールが優れた意匠と音響性能を有する世界的なホールであることを踏まえ、本工事においてはこれらを維持継承するとともに、現行法への対応や機器のデジタル化など、社会状況や技術の進歩等に対応した改善を行う必要があり、業務を進めるにあたり豊富な経験、高度な専門知識を持ちあわせている必要があり、価格以外の要素である事業者の能力や提案による競争によって受託者を選定する必要があるため。

評価した提案内容：配置技術者の実績、業務実施の方針・体制、見積金額、設計内容ほか

学識経験者：市職員以外のもの2名より意見聴取を実施

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

史跡山科本願寺跡における土壟修景整備等業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和6年12月25日

4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市西京区樅原盆山13番1

全京都建設協同組合

6 契約金額（税込み）

6,380,000円

7 契約内容

(1) 土壟保護・修景整備

(2) 復元遺構（風呂関連遺構群）周辺舗装

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、遺構の保護・整備にあたりノウハウを必要とすることから競争入札に適さないため、プロポーザルにより事業者の選定を行ない、契約相手方を選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

埋蔵文化財発掘調査支援業務委託（山田桜谷古墳群）

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

(当 初) 令和7年1月6日

(変更後) 令和7年2月3日

4 履行期間

(当 初) 令和7年1月14日から令和7年2月7日まで

(変更後) 令和7年1月14日から令和7年3月17日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1

公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

6 契約金額（税込み）

(当 初) 2,387,000円

(変更後) 6,479,000円

7 契約内容

山田桜谷古墳群の発掘調査に伴う支援業務の委託

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。

（公財）京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟し、かつ契約締結の意向があり、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」2の(1)のウに該当するため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

野村仁『tRNA+チトクロームC又は双胞の鳥』

2 担当所属名

文化市民局美術館総務課

3 契約締結日

令和7年2月26日

4 履行期間

令和7年2月26日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋1-8-5

株式会社八木アートマネジメント（アートコート ギャラリー）

6 契約金額（税込み）

5,000,000円

7 契約内容

美術作品の購入

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

美術作品は代替品のない物品の購入であるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

菊池契月 《茄子》

2 担当所属名

文化市民局美術館総務課

3 契約締結日

令和7年2月26日

4 履行期間

令和7年2月26日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

広島県広島市阿佐南区沼田町阿戸字城山1568-1
株式会社トヤマコーポレーション

6 契約金額（税込み）

8,800,000円

7 契約内容

美術作品の購入

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

美術作品は代替品のない物品の購入であるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館事業企画推進業務

2 担当所属名

文化市民局美術館総務課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645
株式会社長谷ビル

6 契約金額（税込み）

(当初) 143,750,000円
(変更後) 142,016,505円

7 契約内容

京都市京セラ美術館事業企画推進業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

支出実績に基づく精算により、減額変更を行ったため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

京都市京セラ美術館事業企画推進業務は、広報計画の立案・実施や営業活動など多岐に渡るが、現代美術にかかる主催展の開催が主軸となる。

特に、令和5年度から、当館の開館90周年を記念して、世界的に著名な現代作家である村上隆氏の展覧会「村上隆 もののけ 京都」を実施している。

本展覧会について、前年度より実施に向けて企画調整、また展覧会に深く関わる広報や営業業務等、これまで作家側との綿密な調整の下で事業を進めていることや、作家側が展覧会の開催可否について現行体制を前提として合意されていることにより、契約の相手方は株式会社長谷ビルしか存在しないため。

随意契約締結結果報告書

1 件名

(仮称) 京都市動物園整備工事設計業務委託 ただし、サルワールド整備工事実施設計業務委託について

2 担当所属名

文化市民局動物園総務課

3 契約締結日

令和6年10月25日

4 履行期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市左京区鹿ヶ谷上宮ノ前町28番地
一級建築士事務所株式会社吉村建築事務所

6 契約金額（税込み）

64,020,000円（税込み）

7 契約内容

- (1) 東サル舎及び新類人猿舎新築工事に係る実施設計業務
- (2) サル島及び類人猿舎解体撤去工事に係る実施設計業務

本設計委託業務は、基本設計及び実施設計を一括して令和2年度に発注し、令和3年度末に完了予定であったが、事業凍結のため令和2年度末に基本設計を完了して中断した「京都市動物園サルワールド整備工事設計業務委託 ただし、チンパンジー・シロテナガザル舎新築その他工事設計業務委託」に関し、実施設計から再開するものである。

なお、実施設計は、工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるよう、基本設計の設計意図に基づいてより詳細に図案化する業務である。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

理由1：著しく有利な価格

基本設計では、動物園の園舎という特殊な建築物に要求される諸条件を整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能や性能、主な使用材料や設備機器の種類と品質等を既に決定しており、実施設計にあたってはこれら多くの設計意図を把握して図案化する必要がある。そのため、基本設計を行った者以外が実施設計を行うことと比較し基本設計の意図伝達及び設計意図の把握に要する時間と経費が不要であり、市場価格より2割以上割安な価格であることを確認している。

理由 2：唯一、予定期間での履行が可能

本事業は、危機的な財政の緊急対策として凍結していたが、直近2年度予算の収支均衡の達成により、事業再開に向け、ようやく令和6年6月に予算が議決された。直ちに各関係者協議のうえで、迅速に発注仕様の確定、市場価格の算定及び契約の相手方との調整を行ったことから、このたび本件の協議に至ったものである。

加えて、本来は令和5年度の動物園開園120周年に合わせて再整備が完了する予定であったが、事業凍結により延長となり、動物達への負担が続いている。例えば、絶滅危惧種の1種であるチンパンジーは、集合離散する多様な群れを作りながら繁殖をするが、現状の施設では少数の1群しか飼育することができないため、繁殖制限をかけ続けざるを得ない。ワシントン条約により、チンパンジーは野生からの導入が難しく、野生由来の血統は重要だが、こうした繁殖制限の延長により、繁殖が難しい年齢になってしまった野生由来の個体も存在する。世界的に絶滅の危機に瀕している野生霊長類の繁殖を早急に再開させ、種の保存、研究、教育及び動物福祉の取組につなげるため、令和10年度に再整備完了に向けて、本委託業務は令和7年度中に履行することが必須である。

上記契約の相手方以外の者と契約をする場合、本市からの基本設計の意図伝達や現況調査等に時間を要するため、期間内での履行が完了せず、本市に不利益を生じる。

以上の理由から、一級建築士事務所株式会社吉村建築事務所と随意契約を締結する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第7号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン6(2)に該当)

9 根拠法令

- 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

- 8 随意契約の理由と同じ。

随意契約締結結果報告書

1 件名

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

(当 初) 令和6年8月26日

(変更後) 令和6年10月10日

4 履行期間

令和6年8月27日から令和7年8月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区壬生賀陽御所町三番地の1

株式会社竹中工務店

6 契約金額（税込み）

(当 初) 79,900,000円

(変更後) 88,440,000円

7 契約内容

国宝（建造物）二条城二之丸御殿8棟保存修理工事等基本計画の策定を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

二之丸御殿台所及び二之丸御殿御清所の工事計画策定等業務を追加したため。

9 根拠法令

■ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）

□ 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式により公募を行ったところ当該事業者から応募があり、実施要領等に定める審査基準により評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

IVR電話サービス導入に係る実証実験に関するサービス導入等業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和6年10月24日

4 履行期間

令和6年11月1日～令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号
株式会社グラファー

6 契約金額（税込み）

5,797,000円

7 契約内容

24時間対応可能なIVR電話サービスを活用し、行政情報取得の利便性向上と業務効率化の実現を目的として、実証実験を行うもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、公民連携プラットフォーム「KYOTO CITY OPEN LABO」における行政課題「行政情報取得の利便性向上と業務効率化（スマート区役所の推進）」において、株式会社グラファーから提案がなされたため、同社の提案を採択し連携事業を実施するための覚書を締結。同社の提供するサービス等を利用する必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号エに基づき随意契約を締結するもの。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市東山区総合庁舎整備工事 ただし、北館自動火災報知設備改修工事について

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年3月3日

4 履行期間

令和7年3月4日から令和8年1月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市南区唐橋西平坦町7-2

能美防災株式会社 京都支社

6 契約金額（税込み）

112,530,000円

7 契約内容

自動火災報知設備を更新するもの

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本工事は、既存の自動火災報知設備における機器の一部を更新するものである。それぞれの機器は密接に連携して初めて機能を満たすものであり、メーカー独自の技術やノウハウを駆使して設計・製品製造及び施工している。そのため他社製品との互換性は保証されないことから、既に使われている設備の製造業者でないと改修できない。

以上のことより改修工事が可能な業者は、既存設備の製造業者である能美防災株式会社の1社のみであるため、同社と随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行後の業務支援委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和6年12月20日

4 履行期間

令和6年12月20日から令和7年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行後の業務支援」に係る
コンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6,932,200円

7 契約内容

住民記録システム及び印鑑登録システム（以下「移行システム」という。）の標準準拠システムへの移行に当たり、移行後の円滑な運用支援の重要な拠点として「住民記録システム及び印鑑登録システム問い合わせ窓口」を設置し、住民記録システム及び印鑑登録システムを利用した業務を支援する体制を構築する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

既契約により調達した標準準拠システムは日本電気株式会社が開発したパッケージシステムであり、そのパッケージを用いた業務支援であることから、本件業務を行えるのは標準準拠システムの開発及び構築を行った日本電気株式会社及びその関連会社に限られるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

(当 初) 令和7年1月1日

(変更後) 令和7年2月1日

4 履行期間

令和7年1月1日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

「住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託」に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 15,411,000円

(変更後) 17,611,000円

7 契約内容

住民記録システム及び印鑑登録システムに係る問い合わせ対応、運用業務、障害発生時の調査及びその復旧に向けた作業等の保守業務、運用全体の管理を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

住民記録システム及び印鑑登録システム運用保守業務委託について、日本電気株式会社京都支社と令和7年1月1日付けで契約を締結したが、令和7年1月1日からの標準準拠システムへの移行に際し、令和7年1月1日～令和7年1月31日の期間に行って発注者からのシステム操作に関する問い合わせに対する回答を行うヘルプデスク対応を令和7年2月1日～2月28日の期間も延長したため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

住記標準化パッケージ使用許諾

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年1月1日

4 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- ・京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所

6 契約金額（税込み）

210,293,160円

7 契約内容

住民記録システム及び印鑑登録システムに係るソフトウェア製品に関し、日本国内に限り、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を本市に許諾するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、本市が令和7年1月から利用予定の住民記録システム及び印鑑登録システムパッケージの使用許諾及び保守（技術的説明並びにリビジョンアップ版及び修正版の提供）に係る契約である。当該パッケージについては、日本電気株式会社がその開発元であり知的財産権を有することから、日本電気株式会社及びその関連会社であるNECキャピタルソリューション株式会社と契約を行う。

なお、住民記録システム及び印鑑登録システムの構築に当たっては、本件契約（パッケージ利用料）に係る上限額を含めた価格を入札事業者に提示させた上で事業者の決定を行っており、本件契約金額は入札時に提示された上限額を超過していない。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和7年1月1日

4 履行期間

令和7年1月1日から令和7年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和6年度住民記録システム振り仮名法改正対応業務委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

17,593,125円

7 契約内容

住民記録システム及び印鑑登録システムに係るソフトウェア製品に関し、日本国内に限り、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を本市に許諾するもの。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本契約は、本市の既存システム（住民記録システム）における振り仮名の公証が可能にするため実施するものである。現行システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを基に構築されており、システム改修・パッケージの機能強化を行うことができるには、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

市民窓口端末機器等賃貸借

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

(当 初) 令和4年1月1日

(変更後) 令和7年1月1日

4 履行期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

市民窓口端末機器等賃貸借に係る賃貸借業務コンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

代表者 株式会社J E C C

6 契約金額（税込み）

(当 初) 399, 517, 800円

(変更後) 395, 180, 280円

7 契約内容

本市が区役所・支所等に設置する市民窓口端末機器、証明システム用機器等に関するハードウェア、およびソフトウェアのリースを、株式会社J E C Cが実施するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

市民窓口端末機器等賃貸借について、株式会社J E C Cと令和4年1月1日付けで契約を締結した。令和7年1月1日からの標準準拠システムへの移行に際し、本システムの保守範囲が縮小され、保守費用等が減額された旨、業者から報告があったことから、業者と合意のうえ、金額を変更することとなったため、変更契約を締結するもの。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

R6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）

2 担当所属名

地域自治推進室市民窓口企画担当

3 契約締結日

(当 初) 令和6年9月25日

(変更後) 令和7年3月24日

4 履行期間

令和6年9月25日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「令和6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）業務委託」に係るコンソーシアム

京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都ビルディング

代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 33,283,250円

(変更後) 31,831,250円

7 契約内容

本市の戸籍電算システムに、振り仮名にかかる届出の記載、帳票発行、広域・事務内連携、及び住基ネットと附票情報を用いて住民票上に記載されている仮のフリガナを収集して対象者への通知情報を作成する等の機能を追加する改修を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市の戸籍システムはパッケージシステム（R E P R O S - X）であり、改修対応を行うことができるのは、システムを構築し仕様を熟知している同社及び関連会社に限られるため、当該事業者と随意契約を締結した。

当初の契約には戸籍システムが振り仮名対応後に実施予定のコンビニ交付試験（戸籍・附票）の支援業務（1,452,000円）を含んでいたが、住基システムの振り仮名対応と併せて令和7年度にに実施することとしたため、契約内容から削除した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市の戸籍システムパッケージを提供している日本電気株式会社（N E C）及び関連会社を契約相手方に選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍標準化パッケージの使用許諾

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当

3 契約締結日

令和7年1月1日

4 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

- ・京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社 京都支社
- ・京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社 京都営業所

6 契約金額（税込み）

245,043,744円

7 契約内容

本市の戸籍電算システムを標準仕様に更新するため、パッケージの使用許諾を受けるもの

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

戸籍情報に含まれる外字等氏名固有情報の同一性が損なわれると、戸籍の全国自治体ネットワーク上のデータ、及び国が管理する副本のデータとの整合性が損なわれ、大きな混乱が起こることが予想されたため、文字セット及び文字管理アプリケーションの使用継続は必須であり、また一体的に稼働している標準仕様システムも同一である必要があるため、契約は開発元と締結する必要がある。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

本市の戸籍電算システム開発元である日本電気株式会社、及び関連会社のNECキャピタルソリューション株式会社を契約相手方に選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市武道センター高圧電気整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和6年10月16日

4 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区朱雀内畠町七番地
岡崎電工株式会社

6 契約金額（税込み）

5,751,900円

7 契約内容

京都市武道センター高圧電気設備の整備

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

武道センターの高圧電気設備について、関西電気保安協会から、高圧設備絶縁抵抗測定値が前回点検時より更に低下し、故障のリスクが高くなっているとの報告を受けた。万一、故障により停電が発生した場合は復旧に数か月かかり、市民利用に影響するだけでなく、近隣住民への波及事故が発生するリスクがあることが判明した。施設の供用停止や近隣への影響を回避するため、早急に対応が必要であることから、緊急随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

見積り合せの結果、最も安価を提示した業者と契約を締結した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

宝が池公園運動施設球技場におけるアンダーパッド設置業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和6年10月28日

4 履行期間

令和6年10月28日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区丸の内1-1-1
MCCスポーツ株式会社

6 契約金額（税込み）

23,980,000円

7 契約内容

球技場の人工芝グラウンドのアンダーパッドの敷設

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

宝が池運動施設球技場の人工芝改修については、一般競争入札により工事受託事業者を選定し、MCCスポーツ株式会社が同社製の人工芝を施工することが決定した。その後、今年度にアンダーパッドの追加が可能な見込みとなったことから、より安心・安全に市民・利用者が利用できる施設とするため、アンダーパッドを別途調達・設置することとした。

同改修工事では、競技者がより快適にプレーできる環境を提供することを目的に、(公財)日本サッカー協会が定める「ロングパイル人工芝ピッチ公認制度ガイドライン」のフィールドテストと同等の検査基準をクリアすることを条件としており、その条件を満たすためには、アンダーパッドは人工芝と同一の製造業者の製品を使用する必要がある。また、アンダーパッドが人工芝の製造業者と異なる製品の場合、工事完成後に人工芝のずれや破損等が生じた際に、責任区分が不明確となり、適切な対応が困難となる。

以上のことから、先に決定した人工芝改修工事に合わせて検査基準をクリアでき、工事完了後に不測の事態が発生した場合でも適切に対応するために必要なアンダーパッドを製造・設置できる事業者は、MCCスポーツ株式会社のみであり、同社以外では履行できないことから、同社と製造・設置委託業務の随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

桂川緑地久我橋東詰公園 グラウンド復旧業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

(当 初) 令和6年10月29日

(変更後) 令和6年12月9日

4 履行期間

契約日の翌日から令和7年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中央区船越町2丁目4番12号

長谷川体育施設株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 24, 200, 000円

(変更後) 24, 475, 000円

7 契約内容

桂川緑地久我橋東詰公園の多目的グラウンド、一般サッカー場（第1球技場）の不陸についてグラウンド舗装を行う。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、令和6年5月の豪雨災害による復旧作業である。今回の災害により、被害の大きかった施設（多目的グラウンド、第一球技場）については即時復旧ができず、施設利用を停止した上で、出水期が明けた後に作業着手し、年度内に復旧を行うことで対応をしたい旨を利用者や指定管理者に伝えていたが、年間予約調整等により公園利用を予定していた団体や、一般利用者からの要望があり早急な復旧が求められていたため、年始以降でオープンすることで指定管理者と協議をまとめ急遽11月中旬から復旧することとしたものであり緊急随意契約を締結した。

また、グラウンド整備を進める過程で、サッカーゴール及びラグビーゴールの高さ調整が必要となることが判明したため、変更契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

見積り合せの結果、最も安価を提示した業者と契約を行った。

随意契約締結結果報告書

1 件名

西京極総合運動公園におけるキッズエリア整備・トイレ改修業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

(当 初) 令和6年11月8日

(変更後) 令和7年1月22日

4 履行期間

契約の日から令和7年3月28日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区太秦多藪町43

株式会社エーゲル

6 契約金額（税込み）

(当 初) 17,963,379円

(変更後) 18,346,179円

7 契約内容

わかさスタジアム京都外野席及びトイレの改修、わかさスタジアム京都周辺における樹木伐採

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、整備・改修計画の立案及び当該計画に基づく施工において、極めて高い専門性を要することから、主として価格以外の要素（技術その他の履行の内容、履行方法等）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。このため、価格以外に事業者の能力・提案を評価する公募型プロポーザル方式にて契約候補事業者を選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、（株）エーゲルの1社から応募があり、審査の結果、最低評価点を上回っていたため、同社を契約相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市横大路運動公園整備工事設計業務委託 ただし、体育館特定天井対策工事等基本設計及び実施設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

(当 初) 令和7年1月15日
(変更後) 令和7年3月28日

4 履行期間

(当 初) 令和7年1月16日から令和7年3月31日
(変更後) 令和7年1月16日から令和7年8月29日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区西ノ京池ノ内町19番地11 御池K Sビル
株式会社コム・キューブ

6 契約金額（税込み）

10,615,000円

7 契約内容

体育館特定天井対策工事等の基本設計及び実施設計業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

一般競争入札（9/11開札）に付し入札者がなく、すぐに複数の相手方と交渉したが、多忙により、いずれの相手方からも辞退された。後日、改めて複数の相手方と交渉したところ、当該業者のみ受注可能との申出があったため、随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第8号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場（たけびしスタジアム京都）公認更新整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和7年3月14日

4 履行期間

契約日の翌日から令和7年4月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府東大阪市長田東三丁目2番7号
奥アンツーカ株式会社

6 契約金額（税込み）

24,860,000円

7 契約内容

経年劣化や長年の競技使用に伴い傷んだレーンの改修及び投てき・跳躍競技に係る施設の修繕

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

1種公認を有する施設の修繕を行う場合、(公財)日本陸上競技連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」では、走路及び助走路の舗装について、「舗装を一部改修するときにも、舗装材は、既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする。」と規定されている。現在のたけびしスタジアムの舗装材は、奥アンツーカ社製品である「トップエースCL」を用いて同社が施工したものであり、既存舗装と同一の仕上げ及び硬度のノウハウは同社が有している。以上から、前回の施工者である奥アンツーカ社でしかこの施工を行うことはできないため、同社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市京セラ美術館（京都市美術館）チケット販売・入場管理システムの構築業務

2 担当所属名

文化市民局美術館総務課

3 契約締結日

令和6年9月17日

4 履行期間

令和6年9月17日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿六丁目3番1号
インヴェンティット株式会社

6 契約金額（税込み）

12,254,000円

7 契約内容

京都市京セラ美術館（京都市美術館）チケット販売・入場管理システムの構築業務

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件業務は、京都市京セラ美術館で開催する展覧会の観覧料の管理、入場券の発券、入場者管理、オンラインチケット販売等を行うシステムについて、更なる来館者のサービス向上及び円滑な業務管理の実現に目的に、新たなシステムの導入を行うものである。

当該業務においては、利用者（来館者及び館内スタッフ）の利便性、操作性、デザイン性、安全性等において高い基準が求められており、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定するべきであるため、プロポーザルにより契約相手方を選定した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第号）

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

世界遺産二条城庭園他維持管理業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

(当 初) 令和6年4月1日

(変更後) 令和7年3月10日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77

樋口造園株式会社

6 契約金額（税込み）

(当 初) 92,576,000円

(変更後) 97,158,820円

7 契約内容

元離宮二条城の景観を維持していくため、城内の3庭園、庭園外苑部等に関する維持管理業務について委託する。

8 隨意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

(随意契約理由)

特別名勝に指定されている区域において行う維持管理業務であり、技能を要するため、プロポーザルにより契約相手方を選定した。

(変更理由)

危険木・支障木処理本数の増加、委託業務の追加（西南隅櫓通路周囲植栽地へのマルチング敷均し）、外堀藻上げ面積の増加に伴い委託金額が増額するため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

公募型プロポーザル方式により、参加事業者から提出された技術提案等の書類審査及び面接を行った結果、合計点が合格点である60点以上（100点満点）の評価（83.1点／100点）であったため。